

令和 2 年度事業報告

令和 2 年度は、急激に感染を拡大させた新型コロナウイルス感染症により、世界中が混乱に終始した 1 年となりました。我が国においては、緊急事態宣言下で新年度がスタートしましたが、7 月に予定されていたこの年最大のスポーツイベントであった東京オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となるなど、予定されていたあらゆる計画がこの感染症によって想像を超えた変更を余儀なくされ、また私たちの生活様式もかつて経験のないほどの急激な変化を強いられました。

この社会全体に及ぶ大きな変化の中、本会においても行政書士制度 70 周年記念式典の延期はありましたが、その他の各事業については、いかに滞りなく組織を運営するかという課題を第一に取り組むとともに、コロナ禍で困難な状況に陥った国民、とりわけ中小・個人事業者等に対する支援など、身近な良き相談相手たる行政書士としての社会的責任を果たすことに尽力しました。

組織運営においては、まずはコロナ禍でも事業が停滞しないよう、従来にない方法も取り入れながら、各種会議等を開催しました。特に定時総会については、前例のない書面による議決という方法により各議案の承認を得ましたが、これは総会を構成する代議員や単位会の理解があって実現したものでした。また、その他の会議ではオンライン会議システムを導入し、あわせて、従来集合形式で実施していた研修会やセミナー等についても、中央研修所研修サイトを活用するなどして実施しました。この新たな手法による会議や研修等の実施は、結果として組織運営に大きな変革と気付きをもたらすとともに、デジタル技術の活用によるプラスの効果を生み、今後に期待をつなげるものとなりました。

対外的事業については、コロナ禍で活動が制限される中、基本方針として掲げた「地域との共生」、「役所との共生」、「他士業者との共生」という 3 つの共生に沿って事業を推進しました。

1. 地域との共生

政府による新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済対策に関連し、持続化給付金や家賃支援給付金の支給申請、GoTo トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録、そして一時支援金の支給申請やその登録確認機関としての確認手続など、年間を通じて地域の中小・個人事業者及び行政の支援に取り組みました。また、(一社) 全国生活衛生同業組合中央会と連携し、生活衛生関係営業に従事する事業者に対する一時支援金申請支援等の個別相談・申請支援事業を開始しました。

その他、法教育推進委員会及び暴力団等排除対策委員会を設置し、地域社会に密着した貢献を高め、より一層安心で公正な業務遂行を実現するための基盤を整備しました。また、7 月に全国各地で発生した豪雨被害や 2 月に発生した福島県沖地震による被害に対し、各地の単位会が行った地域支援活動に支援金を支給するなど、災害支援にも取り組みました。

2. 役所との共生

政府が推進するデジタル・ガバメントを行政書士として関与、支援するという観点から、日本行政書士政治連盟と連携し、電子申請における代理システムの確立、行政書士の活用等を内容とする要望書を各党の行政書士制度推進議員連盟・懇話会に提出しました。また、行政書士制度 70 周年にあたっての会長声明において、組織としてデジタル化への対応に積極的に関与していくことを重要課題として表明するなど、行政書士団体としてのこのテーマへの姿勢を明確にしました。

3. 他士業者との共生

日本税理士会連合会との国家資格者データベース等をテーマとした意見交換会や、公正証書遺言の普及に関する日本公証人連合会との意見交換を行いました。また、今回の弁理士法の改正においては、日本弁理士会と折衝を行いました。行政書士業務に直接影響を及ぼす改正項目については含まれないこととなり、今後は、それぞれの立場を尊重し、連携して日本の知的資産の保護・育成に努めることを確認しました。

以上3つの共生の他にも、多様性のある社会の実現を目指し、行政書士がその中心的役割を担うべく活動するための権利擁護推進委員会を新たに設置しました。また、特に「多文化との共生」の観点から、出入国在留管理庁によるヒアリングの場面等で意見発信をするなど、コロナ禍での制限が多い1年ではありましたが、従来にも増して多角的な事業活動を展開しました。

以下、令和2年度事業の具体的内容について、各部、委員会、行政書士制度調査室、中央研修所等から報告します。

【総務部】

1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底

(1) コンプライアンスの確立

「行政書士法人の手引」について、法改正に係る改訂へ向けた対応を行った。また、行政書士倫理の規則化へ向けた検討を行った。

(2) 東京戸籍住民基本台帳事務協議会との連携

東京戸籍住民基本台帳事務協議会と東京都行政書士会との意見交換が書面にて実施され、情報の共有を行った。

2 諸会議の開催

(1) 定時総会

「令和2年度定時総会の開催に係る臨時特例会則施行規則」を時限的に制定・施行し、同規則に則り、令和2年6月23日から6月26日に書面議決による定時総会を実施した。

(2) 理事会

令和2年4月（書面議決2回）、7月（書面議決）、11月11日、令和3年2月（書面議決）に理事会を実施した。

(3) 正副会長会

令和2年4月20日、5月13日、6月3日、7月7日、7月28日、8月18日、9月2日、9月30日、10月19日、11月10日、12月2日、12月24日、令和3年1月13日、2月3日、3月3日、3月24日に正副会長会を開催した。

(4) 常任理事会

令和2年4月20・21日、5月13・14日、6月3・4日、6月18日、7月7・8日、7月28・29日、8月18・19日、9月2・3日、9月30日・10月1日、10月19・20日、11月10・11日、12月2・3日、12月24日、令和3年1月13・14日、1月21日、2月3・4日、3月3・4日、3月24・25日に常任理事会を開催した。

(5) 会長会

令和2年11月12日に、虎ノ門タワーズオフィス 6階カンファレンスルーム（ROOM7）において会長会を開催した。「コロナ禍での各単位会及び日行連における取組みについて」をテーマとし、情報共有・意見交換を行った。

（6）全国総務部長会議

令和2年10月15日に、オンライン会議システムを用いて全国総務部長会議を開催した。行政書士法の一部改正に係る要旨の解説及び各単位会から寄せられた質問への回答を行った。

3 顕彰（式典等）の実施

（1）叙勲

令和2年4月29日、11月3日に各1名が受章され、それぞれ10月17日、11月17日に本会主催の伝達式を開催した。

（2）黄綬褒章

令和2年4月29日に10名が受章され、それぞれ本会主催の伝達式を開催した。

（3）総務大臣表彰・会長表彰

令和2年7月22日に18名が総務大臣表彰を受賞した。また、6月26日に449名が会長表彰を受賞した。

4 行政書士制度 70 周年記念事業の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、当初予定していた令和3年2月5日の開催を延期し、令和3年度事業とすることとした。

5 日行連と各地方協議会との連絡会の開催

令和2年9月から12月にかけて8地方協議会と連絡会を開催して、本会及び単位会の事業進捗状況や諸問題について情報共有と意見交換を行った。各単位会からの意見・要望等については必要に応じて令和3年度事業計画に反映させるべく、関係各部・委員会等への申し送りを行った。

6 単位会相互の地域的連絡調整の促進

単位会における新規事業開拓等の促進対応として、各地方協議会に交付金を支給した。

7 報酬額統計調査の実施

報酬額統計調査規則に基づき、令和3年1月1日時点において行政書士会会員であり、入会后5年を経過した会員の中から、単位会ごとに無作為抽出した20%の会員を対象に、410業務を調査対象項目として実施した。

8 他の部の所管に属さない事項への対応

（1）事業継続計画（BCP）の策定に向けた検討を行った。また、有事があった際に事務局職員が使用する「緊急時携帯カード」を作成し、その配付を行った。

（2）コロナ禍における事務局職員の在宅勤務体制を実現させるため、自宅から事務局内サーバへアクセスできるVPN接続システム及び本会支給のスマートフォンを使用した電話転送システム等を導入した。

（3）オンラインによる会議開催に関する規則整備として、会則、役員選任規則、会議規則等の改正に向けて検討を行った。

（4）各単位会の会則を集約し、各単位会へ情報共有を行った。

（5）各関係機関への対応も含めた会員からの苦情処理等を行った。

【経理部】

1 予算・決算の適正管理

- (1) 予算・決算の適正管理に努めた。
- (2) 監査での指摘を踏まえ、経理業務の見直しを行った。
- (3) 事業通信費に関する規則（令和 3 年 2 月 10 日理事会承認）を新設し、支払について整備した。

2 賃借物件（東京都港区・虎ノ門タワーズオフィス）の適正管理

費用の適正管理に努めた。

【広報部】

1 広報活動の推進

広報部事業に関する案件やより効果的な広報活動について、検討した。

2 「月刊日本行政」の発行

- (1) 行政書士制度の発展に寄与するとともに、会員に対し迅速に有益な情報を提供することを基本方針とし、各種業務記事、本会の情報、各単位会の取組み事例等を中心に誌面を編集した。会長による連載記事を始めとした執行部による寄稿を企画し、全国の会員や関係各所に向け、積極的に会務や事業執行等に関する方針等を発信した。また、省庁関係者や有識者からの寄稿を推進し、各種制度改正等に係る情報等の発信に努め、会員の資質向上を図った。月平均 52 ページ、約 50,800 部を印刷し、会員各位や国会議員、関係機関等へ送付した。
- (2) 令和 3 年 2 月に行政書士制度 70 周年を迎えることを記念し、「月刊日本行政」R3.2 月号（No. 579）を行政書士制度 70 周年記念特集号として発刊した。行政書士制度のあゆみや歴代会長からのお祝いメッセージ、行政書士制度に精通し行政書士会と関わりの深い有識者からの寄稿等を掲載することで、会員に対し行政書士としての自覚と研鑽を促すとともに、対外的に行政書士制度の認知度向上及び理解促進に努めた。
- (3) 過去の「月刊日本行政」のデジタルアーカイブ化を推進した。

3 行政書士制度 PR ポスターの作成

- (1) 俳優の藤木直人さんをモデルに起用して行政書士制度 PR のためのポスターを作成し、各単位会や関係機関等へ配付した。
- (2) ポスターモデルの藤木直人さんによる行政書士制度 PR 動画を作成し、ホームページ上において公開した。
- (3) ポスターの作成にあたっては、（一財）日本宝くじ協会より助成金を受けていることから、「このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。」の文言を掲載した。

4 行政書士制度 PR 事業

- (1) 令和 2 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの間を「行政書士制度広報月間」とし、総務省の後援を得て、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めつつ、全国一斉の広報活動を実施した。これに先立ち、各単位会宛てに「令和 2 年度行政書士制度広報月間に係る「行政書士無料相談」の実施及び期間中の安全配慮について」（令和 2 年 8 月 3 日付・日行連発第 466 号）を発信するとともに、報道機関等約 90 社への報道リリースの送付及びプレスリリース代行業

社を利用しての情報配信を行った。

- (2) 行政書士制度広報月間事業として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、ユキマサくんイラスト入りの除菌ウェットティッシュを作成し、各単位会に配付した。また、感染防止対策をテーマとしたユキマサくんの新規イラストを作成し、各単位会の広報活動にて活用できるよう、会員サイトにてイラストデータの提供を行った。
- (3) 行政書士記念日事業として、行政書士制度 70 周年を記念し、制度 70 周年記念バッグを作成し、各単位会に配付した。
- (4) 若年層に対する行政書士制度の PR を目的として、朝日新聞社発刊のキャリア教育教材『おしごと年鑑 2020』に協賛し、行政書士の仕事を紹介する記事を掲載した。また、各単位会にて実施する法教育事業に活用できるよう、記事データを会員サイトにて公開した。
- (5) コロナ対策に係る各種支援事業の展開に伴い、国際・企業経營業務部と連携して、行政書士の利活用促進を目的とした新聞広告を作成・掲載した。

5 インターネットによる広報活動

- (1) 本会ホームページの安全性を向上させるため、サイト環境リニューアルに係る改修を実施するとともに、新たなセキュリティソフトを導入した。
- (2) サイト構成の整理、コンテンツ内容の充実、管理画面の操作性向上等を目的とし、ユーザーからの意見も取り入れつつ、本会ホームページ及び会員サイトの改修を進めた。
- (3) 行政書士制度広報月間、行政書士記念日、セミナーの開催等、本会ホームページに専用のビルボードを作成・掲載し、一般向けに事業推進に係る周知を図った。
- (4) SNS の利活用について検討し、日行連公式 Twitter の運用を開始した。

【法規監察部】

1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導

- (1) 単位会からの下記照会等について、会長より諮問を受け、調査研究のうえ、回答した。
 - ①不正又は不当な手段による依頼の誘致について（大阪府行政書士会）
 - ②会員からの審査請求について（福島県行政書士会）
 - ③行政書士名簿への電話番号の登録義務について（広島県行政書士会）
 - ④住民票の写し等の交付請求に係る会則の解釈について（広島県行政書士会）
- (2) 各部・委員会等からの下記検討依頼等について、会長より諮問を受け、調査研究のうえ、答申した。
 - ①遺言書作成支援・遺言書原案作成業務について（法務業務部（香川県行政書士会））
 - ②行政書士法人届出事務取扱規則の一部改正（案）及び行政書士法人届出事務取扱交付金交付規則の一部改正（案）について（登録委員会）
 - ③遺言書情報証明書交付請求に係る親族関係説明図作成時の職務上請求について（総務部（東京都行政書士会））
 - ④法定後見申立てに係る親族関係説明図作成時の職務上請求について（総務部（東京都行政書士会））

- ⑤法人後見を行う社会福祉法人から戸籍調査の依頼を受けた際の相続関係説明図作成時に職務上請求書を使用することの可否について（総務部（新潟県行政書士会））
- ⑥登録委員会規則の一部改正（案）並びに行政書士電子証明書の発行及び失効等に関する規則の一部改正（案）について（組織見直しプロジェクトチーム）
- ⑦特定行政書士による自動車運転免許取消処分に係る審査請求の代理について（改正行政書士法対応委員会（千葉県警察））
- ⑧都道府県知事に対する措置請求手続きの代理について（法務業務部（広島県行政書士会））
- ⑨日本行政書士会連合会旅費規則の一部を改正する規則の一部改正（案）について（経理部）
- ⑩地方公共団体が権利関係人調査のために相続関係説明図の作成を行政書士に依頼することの可否について（法務業務部（鹿児島県行政書士会））
- ⑪日本行政書士会連合会事業通信費に関する規則（案）について（経理部）
- ⑫顧問税理士との業務契約書（案）について（経理部）
- ⑬デジタル推進本部規則（案）について（電子申請推進委員会）
- ⑭日本行政書士会連合会会則の一部を改正する会則（案）に係る法規的照会について（総務部）
- ⑮日本行政書士会連合会会議規則の一部改正（案）に係る法規的照会について（総務部）
- ⑯日本行政書士会連合会役員選任規則の一部改正（案）に係る法規的照会について（総務部）
- ⑰公益財団法人全国生活衛生営業指導センターとの業務委託契約書案及び業務委託仕様書案について（国際・企業経営業務部）
- ⑱成年後見業務、不動産売渡証書、労働者派遣業、相続関係説明図、自動車所有権解除に係る業務における職務上請求書の使用について（総務部（兵庫県行政書士会））
- ⑲自動車損害賠償保障法に基づく被害者請求等の書類作成について（法務業務部（鹿児島県行政書士会））

2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ上の法規集の管理

会則等の改正に係る法規集の編集作業を行い、各役員、単位会及び関係団体等へ配付した。また、本会ホームページに掲載している関係法令について随時更新を行った。

3 行政書士関係法令先例総覧等の改訂

平成29年11月末以降の照会回答案件等に関する情報を追加するなど、行政書士関係法令先例総覧CD-ROMの改訂作業を行い、各単位会に配付した。また、行政書士法改正履歴表については冊子化のうえ、各単位会や学識者に配付した。

4 各単位会に対する監察活動の支援

「令和2年度行政書士制度広報月間の実施について」（令和2年8月3日付・日行連発第472号）において、各単位会の実情に応じた監察活動の実施を依頼するとともに、重点活動項目として、都市計画法関係業務に関する調査を奨励した。

5 行政書士制度違反行為の防止

各単位会等からの照会等について、会長より諮問を受け、調査研究のうえ、回答した。

【許認可業務部】

＜運輸交通部門＞

1 関係業務の開発及び法令等の調査研究

- (1) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、スマート継続 OSS システムと OSS 申請共同利用システム (AINAS) を利用した継続検査 OSS の大量申請の手法について解説した「継続検査 OSS 申請のすべて ～概要から準備、実践まで～」を作成し、中央研修所研修サイトに登載した。
- (2) 他県へ OSS 申請した場合の封印取付けにおける再委託と再々委託の考え方について国土交通省と協議した結果、実務上の取扱いに即して国土交通省通達「封印取付け委託要領の運用等」が改正されることとなった（令和 3 年度早期に改正予定）。
- (3) トラック運送業に係る標準的な運賃の告示、軽自動車継続検査 OSS における処理運用方法の拡大、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送、令和 2 年 7 月豪雨に係る許認可等の有効期間の延長等の国土交通省対応、自動車の特定改造等の許可制度の創設、軽自動車 OSS 申請に関するシステム改善、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に係る申請・届出等の手続における押印・署名のあり方の見直し等、自動車関係業務に関連した情報について、各单位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (4) 国土交通省に設置された自動車検査証の電子化に関する検討会について、令和元年度に引き続き委員として参加した。
- (5) 広島県行政書士会より、封印取付け委託要領等の改正に係る本会周知文書の内容について照会があったことから対応を検討し、「封印取付け委託要領等の改正に係る周知文書について（回答）」（令和 2 年 12 月 18 日付・日行連発第 1238 号）として回答した。
- (6) 各单位会で管理する丁種会員名簿について、各单位会のホームページでできる限り名簿を公開するよう依頼するとともに、公開先の URL を本会で取りまとめ、早期に会員サイトに一覧を掲載すべく調整した。
- (7) （公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及びオリンピック放送機構（OBS）と、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、海外から中継車両を輸入し使用する際の特殊車両通行許可や保安基準緩和等の手続に関する対応について協議し、令和 3 年 4 月には対応が図れるよう準備を行った。

2 電子申請に係る具体的対応

- (1) 国土交通省による OSS の全国展開について、対象地域及び対象手続が拡大していくことを受けて、引き続き「OSS を代理する行政書士」のイメージを自動車ユーザーである国民により一層浸透させる必要があるとして平成 25 年度に開始した「日行連自動車登録 OSS センター支所」看板の有償配付を継続し、全国から申込みのあった自動車登録業務及び車庫証明業務に精通している行政書士事務所に送付した（令和 3 年 3 月 31 日現在 959 名）。
- (2) OSS 利用促進のため、国土交通省、警察庁、総務省へ要望書を提出した。中間登録 OSS の利用促進に係る国土交通省との定期的な協議会の設置、資格者代理人フローの中間登録の追加、税納付の統一化、登録申請情報の AINAS との連携、自動車税環境性能割の税額の事前把握、OSS 申請手続期間の短縮化、自動車保管場所証明手続におけるハイブリッド申請の導入、公益法人

等が運用するシステムの申請代理人の意見等を踏まえた改修への働きかけ、道路運送車両法における資格者代理人制度の実現、OSS 申請時の封印取付け委託範囲の拡大等について要望したうえで、各省庁と協議を行った。国土交通省との協議会については、「OSS 中間登録利用促進委員会」という名称で設置することで国土交通省側と調整を図り、令和 3 年度の設置を目指すこととした。

- (3) OSS 利用促進のため、(一財)自動車検査登録情報協会、(公財)自動車情報利活用促進協会に対して、スマート継続 OSS システム及び OSS 申請共同利用システム (AINAS) の改修に関する要望書を提出し、後日、システムの改修の目途について回答を得た。

3 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 国土交通省自動車局自動車情報課、旅客課、貨物課、道路局道路交通管理課車両通行対策室、総合政策局物流政策課物流産業室、警察庁交通局交通規制課を訪問し、関係業務について意見交換を行い、良好な関係の維持に努めるとともに、行政書士の活用を求めた。
- (2) 赤羽一嘉国土交通大臣、大西英男国土交通副大臣を表敬訪問し、OSS について、引き続き本会としても利用促進に積極的に取り組んでいくことを説明した。

<建設・環境部門>

1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 国土交通省「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」に出席した。
- (2) 国土交通省土地・建設産業局建設業課と建設業許可・経営事項審査の電子申請化に関する意見交換を実施した。また、行政書士の代理申請のためのユーザー認証方法について協議を行った。今後も継続して意見交換を実施し、連携を強化していくことを確認した。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関連した建設業関係の国土交通省関連通知について、各单位会に周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (4) 国土交通省より、改正建設業法等の令和 2 年 10 月 1 日施行に伴う建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行、工期に関する基準の作成等について周知依頼があったことを受け、各单位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (5) 国土交通省より「適正な価格による工事発注について」の周知依頼があったことを受け、各单位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (6) 改正建設業法施行に伴い、経營業務管理の経験期間の合算について、各都道府県で判断が分かれていたことから、国土交通省不動産・建設経済局建設業課に問合せを行った。その結果、今回の建設業法改正によって、今までの解釈を変更するものではないとの回答を得たことから、各单位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (7) (一財)建設業振興基金と「建設キャリアアップシステム」(CCUS)をテーマとする情報交換を実施し、オンライン申請の際の行政書士の代理人欄の追加について、令和元年度に引き続き要望するとともに、CCUS 認定アドバイザー制度について意見交換を行った。また、同基金から建設キャリアアップシステムの普及促進に関する協力依頼とともに、行政書士が申請する際の留意点の見直しについての周知依頼があったことから、各单位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (8) (一財)持続性推進機構を訪問し、エコアクション 21 の制度に関する打合せを実施すると

もに、エコアクション 21 に関する書類作成ソフトについて意見交換を行った。

- (9) 赤羽一嘉国土交通大臣、大西英男国土交通副大臣を表敬訪問し、建設業許可・経営事項審査の電子化、CCUS の電子申請における行政書士欄の設置等を要望した。
- (10) 小泉進次郎環境大臣を表敬訪問し、エコアクション 21 に関する取組みを紹介しつつ、環境分野における行政書士の活用を要望した。

2 電子申請への対応、新規業務獲得に向けた実務研究

- (1) 国土交通省不動産・建設経済局の青木由行局長、藤井裕士建設業課建設業政策企画官を講師に迎え「建設業セミナー」をオンライン配信にて開催し、全国 2,000 名を超える行政書士・建設業者が聴講した。また、セミナーの内容を記載した報告冊子を作成し、各単位会、各都道府県庁、関係団体等へ配付した。
- (2) 国土交通省不動産・建設経済局国際市場課からの依頼を受け、「建設分野における特定技能制度について～建設業者が知っておくべきこと～」と題したオンラインセミナーを実施し、全国 1,523 名の行政書士・建設業者が聴講した。
- (3) 建設業法等の改正を受けて、平成 30 年度に発行した書籍『建設業法と建設業許可～行政書士による実務と解説～』（出版社：日本評論社）の改訂作業を行い、第 2 版を令和 3 年 3 月 31 日に発行した。
- (4) 建設業法の改正や建設キャリアアップシステムの運用開始を受けて、建設業許可等に関する各単位会の活動状況を把握するためのアンケートを実施した。
- (5) パブリックコメント「建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令案（令和 2 年 10 月 1 日施行予定）に関するパブリックコメントの募集について」、「建設業法施行規則等の改正に伴う建設業許可事務ガイドラインの改訂に関するパブリックコメントの募集について」、「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）に関する意見募集」について、意見提出を行った。
- (6) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、産業廃棄物処理業許可申請について解説した「産業廃棄物処理業許可申請とその取得に伴う地元説明会の留意点」を作成し、中央研修所研修サイトに掲載した。

<社労税務・生活衛生部門>

1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 HACCP 推進室より、制度化 HACCP の趣旨に反し、事業者の誤解を招くような過度なセールス文句又は法令上間違った記事を掲載する行政書士のホームページが多数見受けられることから、制度化 HACCP の趣旨を十分理解したうえで、事業者に誤解を生じさせないよう是正をお願いしたいとの要望があった。これを受けて、各単位会宛てに会員への指導依頼文書を発信した。（「HACCP に関する会員ホームページ掲載記事の是正等について」（令和 2 年 7 月 14 日付・日行連発第 379 号））
- (2) 観光庁観光産業課を訪問し、国際観光ホテルの登録制度に関して意見交換を行うとともに、国際観光ホテル整備法に関する記事の執筆を依頼し「月刊日本行政」に掲載すべく調整した。
- (3) （公社）日本食品衛生協会に飲食店における新型コロナウイルス感染症の予防に関する記事の執筆を依頼し「月刊日本行政」R3.3月号（No.580）に掲載した。

- (4) 小鍵隆史厚生労働大臣政務官を訪問し、電子申請における行政書士の代理申請機能に関する要望を行うとともに、HACCP 事業等における行政書士の活用を依頼した。
- (5) 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、食品監視安全課 HACCP 推進室、農林水産省食料産業局食品製造課食品企業行動室、厚生労働省医療経営支援課、警察庁生活安全局生活安全企画課、保安課、環境省自然環境局動物愛護管理室、文化庁宗務課を訪問し、関係業務に関する意見交換を行うとともに、デジタル化や押印廃止についての情報提供を求めた。
- (6) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会を訪問し、旅館業に係る HACCP の手引書に関して意見交換を行うとともに、行政書士の活用を依頼した。

2 業務の実務研究

- (1) 令和 2 年 6 月 1 日の改正食品衛生法施行により、すべての飲食店において HACCP 導入が法的義務（1 年間の経過措置あり）となることから、HACCP 導入に取り組む飲食店等に向けて、行政書士の積極的な活用をアピールする周知活動用チラシを作成し、PDF データを各単位会宛てに送付した。
- (2) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、障害福祉サービス関連業務に関する許可・承認申請等について解説した「障害福祉サービス関連業務のポイント」を作成し、中央研修所研修サイトに掲載した。
- (3) オンライン配信によるセミナー「HACCP の制度化に関するセミナー」を開催し、会員に HACCP の制度周知を行い、正確な知識取得及び向上に努めた。また、第二部講演については、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに掲載した。

3 経過措置会員による社労業務の円滑推進

社労業務取扱証明書の発行について、「月刊日本行政」R2.9月号（No. 574）で周知し、希望会員に対して証明書を発行し、各単位会を通じて配付した。

<農地・土地利用部門>

1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、平成 30 年 11 月に施行された改正農地法に新たに規定された農作物栽培高度化施設に関する特例の基準や手続を解説した「農作物栽培高度化施設について」を作成し、中央研修所研修サイトに掲載した。
- (2) 農林水産省経営局農地政策課に相続未登記農地の活用に関する記事の執筆を依頼し「月刊日本行政」R2.6月号（No. 571）に掲載した。
- (3) 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課を訪問し、規制改革推進会議農林水産ワーキンググループにて議論された農地法施行規則第 29 条に係る規制見直しについて意見交換を行った。
- (4) 野上浩太郎農林水産大臣を表敬訪問し、六次産業化、農地利用最適化、農業経営サポート支援、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等について、行政書士の取組みを説明するとともに、より一層の活用を要望した。
- (5) 大西英男国土交通副大臣を表敬訪問し、所有者不明土地対策及び低未利用土地等の利活用促進に行政書士も積極的に取り組んでいく旨を説明した。
- (6) 熊野正士農林水産大臣政務官を表敬訪問し、農林水産分野における行政書士の活用について

要望した。

- (7) (一社) 全国農業会議所を訪問し、農業委員会と行政書士との関係性について意見交換を行った。また、農業委員会と行政書士の連携に関する記事の執筆を依頼し「月刊日本行政」R2. 11 月号 (No. 576) に掲載した。

2 電子申請への対応、業務の実務研究

- (1) 令和 2 年 4 月 1 日より、補助金や交付金申請をオンラインで行うことができる「農林水産省 共通申請サービス (eMAFF)」が運用開始されたことから、各单位会宛てに周知した。
- (2) 農林水産省経営局経営政策課より、「令和 2 年度農業経営相談所における活動の基本的な方針」について情報提供があったことから、各都道府県の農業経営相談所への行政書士の専門家登録を推進するため、農業経営者総合サポート事業の専門家登録の推進について、各单位会宛てに周知した。
- (3) 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課より、国土利用計画法に基づく事後届出制について周知依頼があったことから、各单位会宛てに周知した。
- (4) 国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課を訪問し、低未利用地の利活用促進に関する意見交換を行った。また、同課に低未利用地の利活用促進に向けた長期譲渡所得の 100 万円控除に関する記事の執筆を依頼し「月刊日本行政」R3. 3 月号 (No. 580) に掲載した。
- (5) 農林水産省大臣官房デジタル戦略グループを訪問し、農林水産省共通申請サービスに関する意見交換を行うとともに、農林水産省や自治体職員、農業者間の情報共有を行うための Slack を利用した実証実験に参加した。
- (6) 改正農業委員会法の施行から 3 年が経過し、各地域の農業委員会委員の改選期を迎えていることから、全国 4 か所の県から中立委員を招集した意見交換会を開催した。意見交換会には、農林水産省、(一社) 全国農業会議所の担当者も出席し、東京会場と山口会場の 2 会場に分け、オンライン会議システムにて意見交換会を実施した。また、「月刊日本行政」R3. 4 月号 (No. 581) に開催報告を掲載すべく調整した。
- (7) 農業経営基盤強化促進法を活用した農地の所有権移転についての記事を「月刊日本行政」R2. 6 月号 (No. 571) に、宮崎県立農業大学校での行政書士による法教育の取組みについて解説した記事を「月刊日本行政」R2. 9 月号 (No. 574) に掲載した。

【法務業務部】

<部全体>

1 地域との共生事業の調査、情報収集及びその提供

- (1) 地域との共生を実現する方策の一つとして、金融機関や各種団体との連携について検討した。令和元年度、国際・企業経營業務部において実施したアンケートの結果を基に、追加アンケートを実施した。当該結果に基づき、まだ連携に着手できていない単位会が活用できるよう連携協定書のひな形(案)を作成した。内容を精査するには至らなかったため、連携協定書のひな形を参考として各单位会へ配付できるよう、継続して検討することとした。
- (2) 日本公証人連合会を表敬訪問し、定款認証の制度改正、任意後見契約、離婚協議書作成業務等の中での公正証書の活用等に関して意見交換を行った。特に、公正証書遺言の活用に努める

べく、今後も連携を図ることとした。

また、日本公証人連合会より依頼を受け、「電子定款認証におけるテレビ電話の活用」、「電子確定日付センターの利用」について、会員サイト及び「月刊日本行政」R3.1月号（No.578）に掲載して会員へ周知した。

＜権利義務・事実証明部門＞

1 改正法（民法等）によりもたらされる行政書士業務に対する影響の精査とその対応

改正相続法に関する有識者との対談の様子を「月刊日本行政」R2.6月号（No.571）に掲載した。

2 既存業務について更なる専門性の確保のための研究及び情報提供

- （１）「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントに意見を提出した。
- （２）「残置物の処理等に関するモデル契約条項（案）」に関するパブリックコメントに意見を提出した。
- （３）従前の書籍を改訂し『行政書士による交通事故の実務』を作成した。
- （４）自動車賠償責任保険の弁護士等費用特約について保険会社２社へ照会し回答を得た。今後も各保険会社へ行政書士業務についての理解を求めていくこととした。
- （５）全国で交通事故関係業務を取り扱う会員の実態などを調査するため、アンケートを実施した。
- （６）栃木県行政書士会、大分県行政書士会、鹿児島県行政書士会からの自賠償請求業務に関する照会について回答した。
- （７）香川県行政書士会からの照会について、先例のとおり遺言書の下書き等の支援業務については行政書士法の制限は及ばないことを回答した。
- （８）鹿児島県行政書士会からの照会について、自治体から受託した相続関係説明図の作成業務に関しても職務上請求し得ることを回答した。

3 新規業務の精査、情報収集及びその提供

中野浩和弁護士を招聘し、離婚協議書を作成する際にあわせて共同養育計画書の作成を促進することで、子供の権利保護に資するのではないか、ということ意見を交換した。他士業法による制約がある中で、行政書士がどのように関与できるか慎重な検討を要するため、当該書類作成業務についての調査研究を継続して検討することとした。

4 所有者不明土地・空き家問題についての調査研究及び関係各所への情報発信

- （１）民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正に関して、中間試案に係るパブリックコメントの結果や要綱案を確認した。
- （２）国土交通省の「所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」、「ランドバンクの活用等による土地の適切な利用・管理の推進に向けた先進事例構築モデル調査」、「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」の募集を確認し、各単位会へ周知を図った。
- （３）空き家対策の進捗状況、ランドバンクの活用について国土交通省の資料を確認するとともに、単位会や支部、個人においては自治体と提携するなどして相談・調査業務を受託している状況があることを共有した。令和元年度に実施した長期相続登記等未了土地の解消作業に係る委託業務に関するアンケート結果を精査したところでも、当該業務への参入に注力するよりも、各

単位会において自治体から所有者調査業務を受託するよう展開するのが現状有効ではないかという結論に至った。そこで、単位会が自治体に働きかける際に参考となるようなモデルケースを収集し、情報提供できないか、継続して検討することとした。

- (4) 全国空き家対策推進協議会へ引き続き実務に精通した会員を派遣した。
- (5) オンラインで実施された全国空き家対策推進協議会の各会議について、資料を確認し全国の空き家対策の取組み状況について引き続き情報収集を行った。また、大分県で行われた国づくりシンポジウム「都市計画区域マスタープラン改訂に関するフォーラム」に参加した。

＜法務事務・成年後見部門＞

1 超高齢社会に対応する総合的な高齢者等支援策（成年後見制度及びその周辺制度）の調査研究

- (1) 各地域における中核機関の運営状況の調査や各単位会における成年後見業務に関する意識調査のため、各単位会及び（一社）コスモス成年後見サポートセンター（コスモス）支部等の協力を得て、アンケートを実施した。当該結果を取りまとめ、「月刊日本行政」R3.4月号（No. 581）に掲載すべく調整した。
- (2) 成年後見賠償責任補償制度の保険継続要件に係る検討を行い、コスモス等の団体に加入していない会員については定期的な研修を受講しておらず能力担保が図られないため、令和3年10月の更新から保険を継続するべきではないという結論に至った。保険事務委託先である（株）全行団へ本件を通知した。
- (3) 厚生労働省の成年後見制度利用促進専門家会議の中間検証報告書を確認した。
- (4) オンラインで実施された（一社）日本成年後見法学会の学術大会を聴講した。
- (5) コスモスと協議を重ね、成年後見制度推進のための基本方針（案）を策定した。
- (6) コスモスからの提案を受け、事務所所在地で後見人の登記をすることがより一層認められるよう働きかけることができないか協議した。コスモスと協力して引き続き情報収集を図り、検討を重ねることとした。
- (7) 死後事務委任契約を単体で受任することへの注意喚起など、当該契約についてよく研究したうえで会員指導する必要があることから、一旦、高齢者支援パンフレット（行政書士サポートマップ）の配布を中止するよう各単位会へ依頼文書を発信した。当該パンフレットについては、内容を修正して再度配布するよう継続して検討することとした。
- (8) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「遺言・遺言執行・死後事務委任等について」を作成し、中央研修所研修サイトに掲載した。
- (9) 令和元年度に中央研修所研修サイトに掲載したビデオ・オン・デマンド研修コンテンツ「任意後見について」のテキストを、講師である神田公証役場の小島浩公証人に、より詳細に加筆いただき「月刊日本行政」R3.3月号（No. 580）に掲載した。
- (10) 日本財団遺贈寄付サポートセンターが作成する遺贈・寄付に関するパンフレットに、相談先として各士業の窓口を掲載するにあたり、遺言書の作成についても行政書士が協力できることを記載いただいた。

2 国民に寄り添う資格者として、コスモス等と連携を図り、成年後見制度のより円滑な運用を支援するための周知活動と情報発信

- (1) コスモス、(一社) 北海道成年後見支援センター、(公社) 成年後見支援センターヒルフェ、(NP0) おかやま成年後見サポートセンターの 4 団体を招聘し、行政書士が今後どのような方向性をもって成年後見業務に携わるべきか等、共通認識を深めるため意見交換を行った。
- (2) コスモス定時総会に出席したほか、意見交換会を実施し、各々が分担して取り組むべき課題点を共有し、連携を深めた。
- (3) コスモスと協定を結んでいる専門職団体間の連携をより確かなものとするため、新たに協定を結ぶことを検討した。具体的内容の精査、締結について引き続き検討することとした。

【国際・企業経営業務部】

<国際部門>

1 国際業務に関する調査研究

- (1) 「本邦の大学等を卒業した外国人による起業に係る在留資格「特定活動」の創設に係る意見募集」、「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案に係る意見募集」、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集」に関する各パブリックコメントに対し、意見書を提出した。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の集団感染予防に係る地方出入国在留管理局における特例措置等について、出入国在留管理庁へ緊急要望書を提出した。
- (3) デジタル推進プロジェクトチームと連携し、各单位会宛てに在留資格に係る申請書等の簡素化に関するアンケートを行い、その結果を取りまとめ、出入国在留管理庁へ提出した。
- (4) 建設特定技能受入計画のオンライン申請について、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課へ要望書を提出した。
- (5) 「外国人雇用に係る行政書士として必要な労働関係法令に関するセミナー」を企画・開催し、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに登載した。
- (6) 出入国在留管理庁が実施する関係者ヒアリングに出席し、外国人材の受入れ・共生社会の実現をテーマに意見交換をした。
- (7) 国土交通省不動産・建設経済局国際市場課と「建設特定技能受入計画のオンライン申請」をテーマに意見交換をした。
- (8) 中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、建設分野における特定技能外国人制度の概要、建設特定技能受入計画の申請手続について解説した「建設分野における特定技能制度について ～登録支援機関、在留資格認定申請をする行政書士が知っておくべきこと～」を作成し、中央研修所研修サイトに登載した。
- (9) (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) からの要請を受け、外国人受入インターンシップ事業へ委員派遣を行った。また、(一財) 日本国際協力センター (JICE) からの要請を受け、「外国人就労・定着支援研修」について講師派遣を行うべく、各单位会へ協力依頼を行った。
- (10) 金融庁から国際金融センターの実現に向けた協力依頼を受け、外国人の法人設立・在留資格取得等を支援することができる「外国語対応可能な行政書士」を集約し、金融庁へリストを提出した。

＜知的財産部門＞

1 知的財産業務に関する調査研究

- (1) 不正商品対策協議会へ出席し、知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた普及啓発と共に、行政書士業務に関する広報活動を行った。
- (2) 「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」、「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」、「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」、「弁理士制度の見直しの方向性について（案）」、「知的財産推進計画 2021」の策定に向けた意見募集」に関する各パブリックコメントについて、意見書を提出した。
- (3) 著作権法改正の動向や知的財産分野に関する施策の展開状況等を調査するため、政府の知的財産戦略本部関連会議である「知財創造教育推進コンソーシアム」に委員派遣を行い、意見発信を行った。
- (4) 地理的表示（GI）法や種苗法における農水分野の知的財産業務について、東京都行政書士会と共催にて「農林水産分野（GI 法、種苗法、六次産業化等）研修会」を企画・開催し、あわせて講師の派遣を行い、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに掲載した。

2 著作権相談員制度の維持拡大に関する対応

- (1) 令和 2 年度よりコロナ禍の研修対応を踏まえ、著作権相談員養成研修の講義の収録、効果測定問題の整理及び新規作成を行い、中央研修所研修サイトに掲載した。
- (2) 著作権相談員名簿（5,989 名）を集約し、各関連団体（文化庁、（公社）著作権情報センター、（一財）ソフトウェア情報センター）へ提出した。あわせて、新規著作権相談員に対し著作権相談員カードを発行し、配付した。

3 著作権業務における調査研究

- (1) 文化庁がオブザーバーとなり、権利者団体により活動が行われている「著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業」に協力した。令和 2 年度も引き続き当該実証事業における文化庁への裁定申請に係る業務を受託し、裁定申請の利用円滑化の実現に向けた課題整理や当該業務に関する研究を行った。
- (2) （大）山口大学、（一社）コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）と締結した協定（「著作権の普及啓発に係る包括連携協力に関する協定」）のもと立ち上げた著作権教育 E ネットワークの活動として、著作権教育のための教材開発に向けて、対象年齢別の知っておくべき知識の整理等、事前調整を行った。
- (3) 著作権教育 E ネットワークの事業の一環として、令和元年度に公募した「著作権教育伝道師」の活動として、行政書士のための「著作権教育マニュアル」を作成し、会員サイトに掲載した。

＜企業支援部門＞

1 中小企業支援（知的資産経営支援業務）等の調査研究

- (1) 総務省からの協力依頼を受け、各単位会に発信した「新型コロナウイルス感染症対応のための相談窓口設置について（依頼）」（令和 2 年 4 月 9 日付・日行連発第 40 号）を始め、単位会

への各協力要請、各単位会への助成金等により、行政書士のコロナ禍における中小企業等支援体制の構築に取り組んだ。

- (2) 総務省、農林水産省、観光庁、経済産業省、国土交通省、中小企業庁へ行政書士法の遵守と行政書士の支援状況、行政書士の活用について申入れを行った。また、継続的な協議を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業者への影響やその政府施策について情報収集・関係強化を行った。
- (3) 観光庁に働きかけ、GoTo トラベルにおける地域共通クーポン取扱店舗登録申請の電子申請様式に行政書士の代理申請欄が設置されるに至った。またそれを受けて、日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会・(公社)日本観光振興協会・全国商店街振興組合連合会・(一社)全国信用金庫協会・全国信用協同組合連合会・(一社)全国地方銀行協会を訪問し、GoTo トラベル制度の普及及び行政書士の活用を申し入れた。
- (4) 実務に精通した会員を講師に「資金調達・銀行取引アドバイスに関するオンラインセミナー」を企画・開催し、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。
- (5) 中小企業庁より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」制度を創設するにあたって、不正受給防止等の観点から事前に事業の確認を行う「登録確認機関」を募集する際に、行政書士(行政書士法人を含む)に当該「登録確認機関」として登録を求める旨の協力要請があったことから、各単位会に協力依頼を行い、対応を図った。
- (6) (一社)全国生活衛生同業組合中央会より、生活衛生関係営業に従事する事業者に対し、中小企業庁所管の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」等や各都道府県独自の各種給付金等に関し相談、申請補助等に関する支援要請があり、各単位会に協力依頼を行い、対応を図った。

【登録委員会】

1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導

- (1) 必要に応じて法令、会則、規則及び事務処理要領の適用や他士業の事例等を調査研究し、滞りなく統一的な登録事務がなされるよう、各単位会に対し指導及び協力要請を行った。
- (2) 特定行政書士法定研修修了者について、行政書士名簿に特定行政書士である旨の付記を行い、あわせて新たな行政書士証票の発行対応を図った。
- (3) 総務省と連携を図り、登録に関する協議(行政書士法改正に伴う各種取扱い等)を行い、対応を図った。
- (4) 行政書士法の一部改正(令和元年法律第61号、令和元年12月4日公布)に伴い、会則及び関係規則の一部改正、行政書士法人届出事務処理要領の改訂を行い、対応を図った。
- (5) 行政書士証票に関する規則について、行政書士証票自体の劣化や写真の経年変化等に対応した再交付規定の新設や行政書士証票における職名の表記に関する規定の整備を図る改正を行った。
- (6) 登録システムについて、機能向上を目指した改修を図った。また、システムの再構築に向けて協議を行った。

(7) 行政書士登録事務処理要領の改訂を行った。

2 登録申請書類の審査

(1) 全体委員会を3回、小委員会(審査)を20回開催し、各申請書類の審査を厳格適正に行った。

審査・処理件数は次のとおりである。

令和2年度		(参考) 令和元年度	
・新規登録	2,623 件	・新規登録	2,579 件
法第2条第1号該当:	1,743 件	法第2条第1号該当:	1,864 件
第2号該当:	3 件	第2号該当:	9 件
第3号該当:	10 件	第3号該当:	10 件
第4号該当:	51 件	第4号該当:	35 件
第5号該当:	411 件	第5号該当:	283 件
第6号該当:	405 件	第6号該当:	396 件
・変更登録	3,327 件	・変更登録	3,257 件
・登録抹消	1,782 件	・登録抹消	1,841 件
(廃業 :	1,480 件	(廃業 :	1,527 件
死亡 :	295 件	死亡 :	305 件
法第2条の2第2号該当:	1 件	法第2条の2第2号該当:	1 件
法第2条の2第3号該当:	2 件	法第2条の2第3号該当:	2 件
法第2条の2第4号該当:	0 件	法第2条の2第4号該当:	1 件
法第2条の2第5号該当:	0 件	法第2条の2第5号該当:	0 件
法第2条の2第7号該当:	1 件	法第2条の2第7号該当:	1 件
法第2条の2第8号該当:	0 件	法第2条の2第8号該当:	1 件
法第7条第1項第4号該当:	0 件	法第7条第1項第4号該当:	1 件
法第7条第2項該当:	3 件	法第7条第2項該当:	2 件
・行政書士法人の成立届	67 件	・行政書士法人の成立届	76 件
・ " 変更届	417 件	・ " 変更届	273 件
・ " 合併届	0 件	・ " 合併届	1 件
・ " 入会届	24 件	・ " 入会届	36 件
・ " 退会届	16 件	・ " 退会届	17 件
・ " 解散届	11 件	・ " 解散届	12 件
・ " 清算終了届	7 件	・ " 清算終了届	15 件

(2) 登録の適格性や申請内容に疑義のあるものについては、当該申請者に対し、経由単位会を通じて登録資格(行政書士法第2条第二号～第六号該当者)や業務形態(会則第61条に係る事項)等についての具体的事実の確認を行うとともに、単位会長の意見等も踏まえて公正な審査に努めた。

【申請取次行政書士管理委員会】

1 出入国管理手続の公正かつ円滑な実施への対応

- (1) 出入国管理及び難民認定法等に関する運用実態について把握に努めた。また、出入国在留管理庁在留管理課と入管法施行規則に関する解釈等についての協議を行う等、連携強化を図ったほか、委員会案件等課題事項の共有を促進した。
- (2) 国際・企業経営業務部国際部門との合同で「建設特定技能受入計画のオンライン申請」をテーマに国土交通省不動産・建設経済局国際市場課との意見交換会に出席し諸課題の共有を図るとともに、出入国在留管理庁による今後の出入国在留管理行政のあり方に関する検討に資するための「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に係るヒアリングに出席し、外国人との共生社会の実現に向けた申請取次行政書士の活用について要望した。
- (3) 中央研修所が実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、申請等取次業務に関して、行政書士に対する懲戒等の種類や留意点について、いくつかの事例を通して解説した「入管業務に関する職務倫理（事例編）」を作成し、中央研修所研修サイトに登載した。

2 委員会規則に係る調査及び対応

- (1) 「申請取次行政書士の届出に関する審査基準」について、出入国在留管理庁在留管理課との意見交換等を重ね、諸課題の整理を行った。
- (2) 「申請取次行政書士の届出にかかる処分に対する異議申立手続規則」に基づく、会員からの異議申立案件について対応した。
- (3) 「申請取次事務処理の手引き」の改訂作業を行い各単位会に配付した。

3 申請取次制度の普及と充実

- (1) 中央研修所と連携し、入管業務を適正に行うため申請取次関係研修会（計 13 回）の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、集合形式の研修についてはすべて中止することとした。中止に伴い、出入国在留管理庁との協議を経て、理由書による更新措置を講じるとともに、中央研修所研修サイトを利用した e-ラーニング形式で、申請取次事務研修会を 7・8 月にかけて 1 回（2 クール設定）、12 月に 1 回、申請取次実務研修会を 2 月に 1 回実施した。
- (2) 申請取次行政書士による適正業務の推進を徹底するため、研修内容の充実を図るとともに、会員が講義内容をより深く理解できるよう、テキスト等の充実を図った。
- (3) 会員サイトに掲載している入国・在留審査要領を更新し、会員に対する申請等取次業務の利便に供した。

4 各地方出入国在留管理局の訪問、申請取次責任者との連絡、調整

- (1) 各研修会開催時において、管轄の地方出入国在留管理局を訪問し、入管行政の現況等について意見交換の実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見合わせた。
- (2) 申請取次行政書士管理委員会責任者会議について、集合形式での開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせ、次回開催に向けた検討を行った。

5 申請取次行政書士管理委員会等（単位会）への助成

各単位会における申請取次行政書士管理委員会等の活動に向けた助成措置を行った。

【規制改革委員会】

1 規制改革等への対応

- (1) 内閣府規制改革推進室が実施している規制改革・行政改革ホットラインに対し、各单位会及び各部・委員会等の協力のもと、本会の意見として、「納税証明書を全国どの税務署でも取得可能にすること」、「一般貨物自動車運送事業経営許可申請の標準処理期間の見直しについて」を提出した。

また、令和2年11月27日をもって規制改革・行政改革ホットラインの提案受付が一時停止されたことを受け、今後、受付が再開され次第、本会の意見として、「郵送による在留カードの交付の通例化について」を提出する予定とした。

- (2) 内閣府規制改革推進会議のデジタルガバメントワーキング・グループの専門委員である新潟大学法学部の田中良弘教授を招聘し、「政府における規制改革及びデジタル・ガバメントの動向について」というテーマにて講演いただいたうえ、意見交換を図り、情報収集に努めた。

【電子申請推進委員会】

1 会長直轄のデジタル推進プロジェクトチームの設置

- (1) 国際・企業経營業務部と連携し、各单位会宛てに在留資格に係る申請書等の簡素化に関するアンケートを行い、その結果を取りまとめ、出入国在留管理庁へ提出をした。
- (2) 電子申請推進委員会及び行政書士制度調査室デジガバ分科会との合同会議を開催し、諸課題の共有を図った。
- (3) 法人共通認証基盤（gBizID）の推進状況と代理人の属性担保等について、経済産業省と意見交換を行った。
- (4) 許認可業務部と連携し、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）について情報収集をするため、農林水産省へ訪問した。また、建設業許可申請・経営事項審査申請の簡素化・電子申請化について情報を収集するため、国土交通省へ訪問した。
- (5) jGrants（補助金の申請・届出ができる電子申請システム）について情報収集をするため、経済産業省へ訪問した。
- (6) 令和3年度設置予定のデジタル推進本部の構想案について、協議を行った。

2 電子証明書の発行・失効に係る管理・支援

行政書士電子証明書の発行に係る資格審査方法の変更について、セコムトラストシステムズ（株）と連携を取りながら検討を行った。

3 電子代理業務及び行政書士電子証明書の普及促進活動

行政書士電子証明書の発行促進のため「月刊日本行政」R2.5月号（No.570）、R2.8月号（No.573）、R2.12月号（No.577）に「行政書士電子証明書の御案内」記事を掲載し、今後も定期的に掲載することとした。

4 デジタル・ガバメント関連情報の収集及び関係省庁・関係団体等との連携・セミナー等への参加

- (1) 電子認証局会議を通じ情報収集を行った。
- (2) 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室へ訪問し、デジタルトランスフォーメーションの実現について行政書士の活用を求めた。

【行政書士制度あり方検討委員会】

1 行政書士制度全般についての調査研究

- (1) 会長からの諮問を受けて、「行政書士制度の中長期ビジョン」等に関する諮問について」に
対して、令和3年度早期に答申すべく調整した。
- (2) 各单位会に対し、上記の会長諮問に関する意見募集のアンケートを実施し、答申策定の参考
とした。

2 行政書士制度の発展に資する組織体制・組織運営の調査研究

- (1) 本会の過去からの沿革、現在抱える問題点、将来に向けた展望について情報共有するととも
に、意見交換を行った。
- (2) 組織見直しプロジェクトチームより「委員会等組織の見直し案に係る検討について」の検討
依頼を受け、委員会としての意見を集約し回答した。

【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】

1 ADR 代理権の取得に向けた対応

- (1) ADR 代理権の取得も含め、「裁判外紛争解決手続（ADR）推進事業に関する提言書（2021）」を
取りまとめた。
- (2) 認証取得済単位会に対して ADR 分野別取扱件数等に関するアンケートを実施した。
- (3) 各单位会に対して ADR 事業推進等に関するアンケートを実施した。
- (4) 「月刊日本行政」R2.5月号（No.570）に「相談業務へ活かす対話促進型紛争解決手法」の記事
を掲載した。

2 認証取得済単位会課題検討協議会の開催

令和3年2月24日に認証取得済単位会及び本会本部員による課題検討協議会をオンラインで開催
し、ADR代理権について、コロナ禍におけるADRセンターの運営、ODRへの対応等について意見交換・
情報共有を行った。また、開催結果概要を「月刊日本行政」に掲載するよう調整を図った。

3 日行連による ADR 調停人養成のためのプログラムと効果測定の策定

- (1) 令和2年11月22・23日にAP東京八重洲で「令和2年度調停スキルに関する研修（応用編）」
を開催し、プログラムの検証を行った。その様子を「月刊日本行政」R3.2月号（No.579）に掲
載した。
- (2) 「調停スキルに関する研修（基礎編）」及び「調停スキルに関する研修（応用編）」を中央研修
所研修サイトに登載し、あわせて講師用の資料を会員サイトに掲載した。

4 単位会が実施する研修への講師派遣対応及びビデオ・オン・デマンド研修コンテンツの利活用 に係る検討・改善

- (1) 中央研修所研修サイトに登載済みの ADR に関するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツに
ついて、内容の見直しを行った。
- (2) 模擬調停において利用できるよう紛争の想定事例となるスクリプト集を会員サイトに掲載し
た。

5 関係機関・団体との連携強化と情報分析

- (1) 仲裁 ADR 法学会、（一財）日本 ADR 協会、全国弁護士会 ADR センター連絡協議会等の ADR 関係

機関・学術団体が主催するシンポジウム等に参加し、情報収集を図った。

- (2) 法務省の ODR 推進検討委員会にオブザーバーとして参加し、第 3 回検討会では行政書士会としての意見を発表した。

6 認証申請単位会及び認証取得済単位会への支援

- (1) 法務大臣の認証を取得した単位会の経済的負担を軽減し、今後の ADR 事業推進を支援するための助成措置を予定したところ、令和 2 年度は三重県行政書士会が認証を取得したことから、当該措置を行った。
- (2) 認証取得済単位会の対外的 PR 活動等について、令和元年度末時点で法務大臣の認証を取得している東京、愛知、京都、新潟、和歌山、岡山、神奈川、兵庫、埼玉、北海道、香川、山口、大阪、奈良、宮城、静岡、福岡、長野の 18 単位会を対象として、支援・推進した。
- (3) 本会及び認証取得済単位会を対象とした ADR 業務過誤賠償責任保険の加入を継続し、一層の制度補完を図った。
- (4) 「月刊日本行政」R2.6月号 (No. 571) から毎号、各 ADR センターの紹介記事を連載した。

【法改正推進本部】

1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

- (1) 行政書士制度の維持発展のため必要な法改正について検討し、新たな法改正要望項目表を策定した。
- (2) 各党政策ヒアリング等に参加し、行政書士に対する国民からの期待と要請に応えるため、デジタル・ガバメント推進に向けた行政書士の利活用について要望した。

【大規模災害対策本部】

1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協力・指導

- (1) 令和 2 年 7 月の豪雨被害に対し、政府の対応や各単位会の被害状況について情報収集するとともに、罹災証明書の申請等を中心とした行政書士会・行政書士会員が行うことができる支援策を総務省に提示した。また、総務省からの被災支援の協力依頼文書を各被災単位会へ発信するなど、総合的対応を図った。
- (2) 令和 3 年 2 月 13 日に福島県沖で発生した地震災害の被害状況について、東北地方の単位会を中心に調査を行った。
- (3) 上記災害の被災自治体及び被災者に対して各単位会が行った支援活動について支援金を支給し、被災会員が所属する単位会に見舞金を支給した。

2 大規模災害等への対応

大規模災害対策本部会議を開催し、台風関連の災害に対する具体的な支援活動の方向性を検討した。

【選挙管理委員会】

1 会長選挙の諸準備

令和3年度定時総会にて想定される会長選挙に向け、円滑な実施を図るため、立候補者向け要領の確認及び選挙期間中の選挙管理委員会ホームページの開設・管理（インターネットを活用し

た選挙運動への対応）や事前準備等を行い、令和3年度日行連会長選挙に係る各日程及び手続の分担等の編成を決定した。

【自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会（前「道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正反対特別委員会」）】

1 自動車保有関係手続に関する道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正に関する調査研究及び情報収集

- （１）軽自動車の新規検査OSSについて、国土交通省から行政書士法第19条の適用除外を求められたことから、登録車OSSにおける諸問題が解決していない段階での適用除外は考えられないとして、行政書士法施行規則第20条改正反対を掲げ、継続して協議を行った。
- （２）上記の協議の場を通じて OSS の利用促進に寄与すべく、許認可業務部と連携し、行政書士の利活用に関し、中間登録 OSS の利用促進に係る国土交通省との常設の協議会の設置、資格者代理人フローの中間登録の追加、税納付方法の統一化、登録申請情報の全項目の AINAS 連携、自動車税環境性能割の税額の事前把握、OSS 申請手続期間の短縮化、自動車保管場所証明手続におけるハイブリッド申請の導入、公益法人等が運用するシステムの申請代理人の意見等を踏まえた改修の働きかけ、道路運送車両法における資格者代理人制度の実現、行政書士法の遵守徹底を目的とした自動車関係団体との関係構築等について国土交通省に要望した。その結果、「OSS 中間登録利用促進委員会」を設置する方向性が示された。
- （３）出張封印制度について、許認可業務部と連携し、OSS を利用した自動車登録が行われた場合は、行政書士による丁種封印をすべて認めるべきであると国土交通省に要望した。

【改正行政書士法対応委員会】

1 特定行政書士制度の推進

令和3年度特定行政書士法定研修の考査実施日や各单位会への人件費、開催形態の見直しについて検討を行った。研修を実施する中央研修所の意向を尊重しつつ、実態に即した適切な運用をお願いした。

2 特定行政書士業務の調査研究

- （１）平成 30 年度に作成した『特定行政書士業務ガイドライン [第 2 版]』を、令和 2 年度に特定行政書士法定研修の課程を修了した対象会員宛てに発送した。
- （２）（一財）行政管理研究センター主催の第 5 回行政不服審査交流会に出席し、総務省が検討する「国民に広く利用される行政不服審査制度の施策」について情報収集を行った。
- （３）行政不服審査制度の見直しに向けた論点整理に関し、学識者との意見交換会を行い、提言書を提出した。
- （４）千葉県警察からの特定行政書士業務に関する照会案件に対して回答した。
- （５）特定行政書士による不服申立て事例を収集した。
- （６）（一財）行政管理研究センター主催の行政争訟セミナーに参加した。

3 PR 活動の推進

「月刊日本行政」R2.5月号（No.570）に特定行政書士法定研修の受講促進を目的とした記事を作成し、掲載した。

【法教育推進委員会】

1 法教育事業の推進

- (1) 法教育推進委員会の発足に伴い、法教育推進委員会の事業活動方針を策定し、「月刊日本行政」R3.2月号（No.579）に掲載した。
- (2) 各単位会が実施する法教育事業に対する支援として、法教育実践ガイドの改訂を行い、単位の具体的な取組み事例等を追記した。また、各単位会における法教育事業に関する相談に随時応じることができるよう、法教育相談窓口を設置し、5件の相談を受け付けた。
- (3) 各単位会の法教育の取組み事例を「月刊日本行政」に掲載し紹介した（R3.3月号（No.580）：宮崎会、R3.4月号（No.581）：富山会、R3.5月号（No.582）：群馬会 ※4・5月号は掲載予定で調整）。
- (4) 各単位会における法教育事業のPRとして活用できるよう、法教育パンフレットを作成し、会員サイトにてデータを公開した。
- (5) 埼玉県立飯能高等学校を視察訪問し、学校図書館との連携に関する検討を行った。あわせて、政治・経済担当教諭との意見交換を行い、就職する生徒を対象とした法教育授業の実施に向けて準備を進めた（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態宣言が発出されたことから、授業は中止となった。）。

【暴力団等排除対策委員会】

1 暴力団等反社会勢力の排除対策の推進

- (1) 委員会としての活動理念を決定した。
- (2) 警察庁、全国暴力追放運動推進センター、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会を訪問し、委員会設置の挨拶を行うとともに、今後、暴力団等反社会勢力の排除に向けた情報共有や連携を確認した。
- (3) 令和2年11月12日、会長会において全国暴力追放運動推進センターの田中法昌専務理事による講演を行った。
- (4) 各単位会の暴力団等排除対策委員会設置状況及び活動状況の調査に着手した。委員会未設置単位会に対し、設置に向けた働きかけを行った。

【権利擁護推進委員会】

1 国民の権利を擁護することの推進

- (1) 権利擁護に係る基本理念（案）及び委員会の活動方針（案）を策定し、常任理事会に提出した。
- (2) 内閣府の男女共同参画推進連携会議に参加し、男女共同参画の推進に向けた提案を図った。
- (3) 出入国在留管理庁からのヒアリングに対応した。
- (4) 日本司法書士会連合会主催の人権フォーラムに参加し、情報収集を図った。

【行政書士制度調査室】

1 行政書士制度に影響する事案や国家戦略案件への施策立案等の総合的対応

- (1) 「マイナンバーカードの普及促進」、「国家資格者等管理システム」、「デジタル庁設置・デジタル庁への人材登用」などの国家戦略案件について、担当部署と連携して情報共有・戦略立案等を横断的に実行し、総務省・内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室などの関係省庁と協議を行った。
- (2) 各府庁が実施するパブリックコメントへの対応スキームを構築し、それに基づき、各業務部作成の意見案を行政書士制度維持の観点から俯瞰的に確認のうえ、必要な調整を行い、本会として統一された意見書を提出するべく対応した。

2 業際問題等の背景や経緯を含めた情報の蓄積及び整理等の業務情報の共有化

- (1) 法改正や昨今の行政手続のデジタル化など、著しく変化し続ける社会情勢を踏まえ、現時点での行政書士法の解釈等について学識者も交えて改めて検討・整理し、令和3年6月に『条解行政書士法―第一分冊（業務編）―改訂版』として発刊することで調整した。
- (2) 行政書士及び行政書士法人の業務範囲に関する考え方、特に附帯密接関連業務について、総務省と協議を重ねてきた経緯等を「月刊日本行政」R2.10月号（No.575）に掲載した。

3 行政書士総合相談事業への対応

全国的な行政書士総合相談事業モデルの構築・具現化について検討した結果、現下の社会状況に鑑み、本会において、災害相談に限定したフリーダイヤルを設置し、実際に新型コロナウイルス感染症対策支援の一環として相談対応を行う各単位会と本会が電話で連携する支援事業を企画のうえ、会長に提案した。

4 国等への行政書士利活用の政策提言の発信

- (1) 行政手続のデジタル化や押印廃止等の国家施策を踏まえ、行政書士の利活用を促すべく提言書を作成し、それをもとに関係省庁・議員等と意見交換を行った。
- (2) 行政手続のデジタル化に向け、各種手続の仕分け作業が必要であると考え、「行政手続添付書類評価フォーマット」を作成のうえ、サンプル分析を行い、関係省庁・議員等に対し提案した。このフォーマットは令和3年度以降、各業務部の協力を得て、サンプルを増やし、関係省庁等に広く提案していくものである。
- (3) 政府における死亡・相続ワンストップサービスの推進事業である「エンディングノートのデータ標準化の策定」について、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室と意見交換を行うとともに、行政書士による遺言・相続関連業務の取組み事例を説明し、今後の事業推進に必要な視点を共有した。
- (4) 今後の出入国在留管理行政のあり方に関する検討に資するため、外国人材の受入れ・共生社会の実現をテーマとして行われた出入国在留管理庁主催のヒアリングに参加し、意見交換を行った。
- (5) 経済産業省・農林水産省・国土交通省とも行政手続のデジタル化について、意見交換、提案・協議を行った。

5 （株）ゆうちょ銀行・日本郵便との連携事業基本方針策定、各本社との協議等

今後、全国的に連携して事業を行えるよう、（株）ゆうちょ銀行本社を訪問し、関係構築を図った。

1 会則第 62 条の 3 第 1 項第一号研修の実施

(1) 基礎研修の実施

①コンプライアンス研修

中央研修所研修サイトに登載中の「行政書士コンプライアンス研修「行政書士法」」について、令和 3 年 6 月の改正行政書士法施行に先立ち、総務省自治行政局行政課より講師を招聘して講義の再収録を行い、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして登載した。

②行政書士のための基礎法律研修

隣接法律専門職である行政書士に求められる基本法に対する知識拡充のため、令和 2 年 4 月に施行された民法（債権法）を取り上げ、「行政書士のための新・債権法～改正内容を踏まえた全体整理～」として（株）法学館／伊藤塾より講師を招聘して講義の収録を行い、中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして登載した。

(2) 業務研修の実施

①法定業務研修

引き続き中央研修所で作成したテキストを提供し、各単位会における研修の実施を推進した。

②申請取次関係研修

申請取次行政書士管理委員会と連携し、申請取次関係研修会を開催した。新型コロナウイルス感染症の影響により全国 8 か所、全 13 回の開催を予定していた集合形式の研修については、受講者の安全確保の観点から、すべて中止することとし、中央研修所研修サイトを利用した eラーニング形式で、次のとおり実施した。

<申請取次事務研修会>

令和 2 年 7 月 6 日～7 月 20 日（第 1 クール） 472 名受講

令和 2 年 7 月 27 日～8 月 11 日（第 2 クール） 264 名受講

令和 2 年 12 月 18 日～令和 3 年 1 月 5 日 574 名受講

<申請取次実務研修会>

令和 3 年 2 月 5 日～2 月 22 日 851 名受講

③業務関係研修

許認可業務部、法務業務部、国際・企業経營業務部、裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部、申請取次行政書士管理委員会等からの研修企画を受け、収録した講義を中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして登載した（詳細は後述）。

④特定行政書士プレ研修

「特定行政書士法定研修」へのステップともなる「特定行政書士プレ研修」として、中央研修所研修サイトに次の講座を継続登載した（講師の役職は収録当時のもの）。

「行政手続法」講師：一橋大学大学院 山田洋教授

「行政不服審査法」講師：慶應義塾大学大学院 橋本博之教授

「行政事件訴訟法」講師：専修大学 白藤博行教授

「要件事実」講師：専修大学法科大学院 藤代浩則教授（弁護士）

⑤特定行政書士ブラッシュアップ研修

特定行政書士が、行政書士法第 1 条の 3 第 1 項第二号に規定する業務を円滑に遂行するために必要な知識及び実務能力の涵養を目的とし、許認可分野における不服申立手続のシミュレー

ション、事例研究、手続書面（申立書等）作成等についての習熟を目指す「特定行政書士ブラッシュアップ研修」について、全4回の対面形式研修会の実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、すべての研修会の開催を中止した。

⑥各種セミナー・フォーラム等

許認可業務部及び国際・企業経營業務部と連携し、次のとおりオンラインセミナーを開催した。

＜外国人雇用に係る行政書士として必要な労働関係法令に関するセミナー＞

開催日時：令和3年2月25日

講師：厚生労働省職業安定局外個人雇用対策課 渡邊智之氏
厚生労働省労働基準局総務課 土山雄大氏

受講申込者数：896名

＜資金調達・銀行取引アドバイスに関するオンラインセミナー＞

開催日時：令和3年3月2日

講師：行政書士 赤沼慎太郎氏（神奈川県行政書士会 会員）

受講申込者数：694名

＜建設分野における特定技能制度について～建設業者が知っておくべきこと～＞

開催日時：令和3年3月18日

講師：国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長 中見大志氏
国土交通省不動産・建設経済局国際市場課課長補佐 丹羽桃子氏

受講申込者数：1,847名

（3）政策研修の実施

①ADR 研修

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部の企画を受けて、調停人候補者養成に供するため、令和元年度に実施した基礎編に続く「令和2年度調停スキルに関する研修（応用編）」を次のとおり実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、近隣の3単位会（東京会、神奈川県会、埼玉会）のみ参加者を募り実施した。

開催日時：令和2年11月22日・23日

開催場所：AP 東京八重洲 ROOM「Y2」

講師：行政書士 大山真哉氏（東京都行政書士会 会員）

参加者数：10名

また、単位会の要請に応じて本会から講師派遣を行うことを計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送った。

②司法研修

専修大学大学院の協力を得て、科目等履修生として単位を取得できる司法研修を次のとおり実施した。

科目：法律学応用特論「家族法」

担当講師：専修大学法学部 佐々木健教授

専修大学法務研究科 相村寛道教授

受講者：18名

また、令和3年度も引き続き、同学と提携して法律学応用特論「行政救済法」をテーマに司法研修を実施することとし、「月刊日本行政」R3.3月号（No.580）及び本会ホームページに募集案内を掲載し、会員に周知した。

さらに、各地方における専門人材育成の機会を提供すべく、各地の大学院との提携を単位会に委託して推進した。近隣単位会会員の受講を受け入れる司法研修の開催に関しては、受講者を募るための媒体として「月刊日本行政」の活用を促すとともに、窓口単位会に対して「広域講座開設助成金」を支給し、支援を行った。

③能力担保研修（特別研修）

中央研修所研修サイトに次の講座を継続登載した（講師の役職は収録当時のもの）。

「行政不服審査法実務講座」（全12講座）講師：総務省行政管理局元副管理官 井上隆彦氏

④新規業務等に対応する研修

許認可業務部からの企画を受け、講義の収録を行い、中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして登載した（詳細は後述）。

2 会則第62条の3第1項第二号研修の実施

（1）特定行政書士法定研修の実施

平成26年12月27日施行の改正行政書士法に基づき、特定行政書士になるために必要となる法定研修の実施について対応を行った。具体的には以下のとおり。

①募集

「月刊日本行政」及び特定行政書士研修サイトに特定行政書士法定研修募集要項を掲載して受講者の募集を行った。令和2年4月1日より6月19日までの受講申込期間中に438名の申込みがあった。

②講義の実施

例年どおり、講義は各単位会が指定する会場に集合して実施することを計画していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1講のみを集合形式で実施し、第2講から第18講は中央研修所研修サイトを利用したeラーニング形式で実施した。科目及び担当講師は以下のとおり（役職は収録当時のもの）。

「行政法総論」講師：専修大学 白藤博行教授

「行政手続法」講師：早稲田大学法学学術院 田村達久教授、総務省行政管理局副管理官

「行政不服審査法」講師：慶應義塾大学大学院 橋本博之教授、総務省行政管理局企画官・副管理官

「要件事実・事実認定論」講師：二宮照興・志賀剛一・流矢大士・齋藤義浩各弁護士

「特定行政書士の倫理」講師：奥国範・齋藤義浩各弁護士

「総まとめ」講師：獨協大学 山田洋教授

なお、急遽、開催形態を集合形式からeラーニング形式に変更したことに伴い、自身でeラーニングを受講することができない受講者からの申し出を受け、所属単位会の受講支援の協力を得て実施した。

③考査の実施

考査問題は、四肢択一式全30問とし、その内訳は行政法分野20問、要件事実論・事実認定論、特定行政書士の倫理及び総まとめ10問とした。

考査は、各単位会の運営協力のもと、各単位会が指定する会場に集合して実施した。10月18日の考査は、考査受験資格を満たしている386名が受験し、受験者の68.1%にあたる263名が修了した（修了日は令和2年11月11日）。

3 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用の更なる深化・改善

（1）ビデオ・オン・デマンド研修システムによる研修の実施

インターネットを活用した研修システムである中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして以下の講座を追加登載した。

- ①＜許認可業務部＞「継続検査 OSS 申請のすべて～概要から準備、実践まで～」
- ②＜許認可業務部＞「産業廃棄物処理業許可申請とその取得に伴う地元説明会の留意点」
- ③＜許認可業務部＞「農作物栽培高度化施設について」
- ④＜許認可業務部＞「障害福祉サービス関連業務のポイント」
- ⑤＜許認可業務部＞「HACCP の制度化に関するセミナー（第二部）」飲食店 HACCP の基礎知識」
- ⑥＜法務業務部＞「遺言・遺言執行・死後事務委任等について」
- ⑦＜国際・企業経營業務部＞「外国人雇用に係る行政書士として必要な労働関係法令に関するセミナー」
- ⑧＜国際・企業経營業務部＞「建設分野における特定技能制度について～登録支援機関、在留資格認定申請する行政書士が知っておくべきこと～」
- ⑨＜国際・企業経營業務部＞「著作権者不明等著作物利用に係る裁定制度」
- ⑩＜国際・企業経營業務部＞「著作権分野の近年の動向について」
- ⑪＜国際・企業経營業務部＞「著作権相談員養成研修(90×4 コマ)」
- ⑫＜国際・企業経營業務部＞「農水分野（GI 法、種苗法、六次産業化等）研修会」
- ⑬＜国際・企業経營業務部＞「資金調達・銀行取引アドバイスに関するオンラインセミナー」
- ⑭＜申請取次行政書士管理委員会＞「入管業務に関する倫理(事例偏)」
- ⑮＜裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部＞「調停スキル研修（基礎編）」（3 講座）
- ⑯＜裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部＞「調停スキル研修（応用編）」（2 講座）

（2）中央研修所研修サイトのプラットフォーム化

各単位会が独自のビデオ・オン・デマンド研修コンテンツを登載し、所属会員の研修に利用することができるよう中央研修所研修サイトのプラットフォーム化について検討した。各単位会による研修実施状況についてアンケート調査を実施するとともに、プラットフォーム化した際の中央研修所研修サイトの利用に関する意向調査を実施した。

○関連団体

＜株式会社全行団＞

名 称：株式会社全行団

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階

資 本 金：9,450,000 円

事業内容：

- （1）印刷物・出版物の企画、製作、販売、斡旋
- （2）ソフトウェアの開発、製造、販売、斡旋

- (3) 事務用物品・事務用機器の販売、斡旋
- (4) 損害保険の代理業
- (5) 各種企業、団体等に対する業務研修の請負
- (6) 情報処理サービス業、並びに情報提供サービス業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

役員の状況：代表取締役 1 名、取締役 4 名、監査役 1 名

従業員数：6 名

持株比率：(出資状況) 日行連 18 株 (28.6%)、地方協議会 45 株 (71.4%)

本会との関係：本会が行っていた書籍の斡旋、共済事業及び行政書士会館の維持管理部門を独立させるため、昭和 59 年任意団体として本会及び各単位会からの拠出金により「全国行政書士事業団（事業団）」が設立された。その後、事業団は損保代理業を行ううえで、組織の透明性と事業の効率化を図ることを目的に、平成 8 年「(有) 全行団」として新たに組織された。令和元年に「(株) 全行団」と商号変更した。

＜一般財団法人行政書士試験研究センター＞

名 称：一般財団法人行政書士試験研究センター

所 在 地：東京都千代田区一番町 25 番地 全国町村議員会館 3 階

基本財産：50,000,000 円（設立時）

事業内容：

- (1) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等についての調査研究
- (2) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等に関する資料その他の情報の収集、分析及び提供
- (3) 都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の実施に関する事務
- (4) その他一般財団法人行政書士試験研究センターの目的を達成するために必要な事業

役員の状況：理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 6 名、監事 2 名、評議員 14 名

従業員数：9 名

本会との関係：平成 12 年本会の出捐により設立（出捐金：100,000,000 円）

＜一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター＞

名 称：一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号 虎ノ門タワーズオフィス 10 階

事業内容：

- (1) 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督
- (2) 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督
- (3) 任意後見契約の受任者としての事務（前各号に該当するものを除く。第 4 号において「財産管理事務等」という。）の指導監督
- (4) 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等
- (5) 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- (6) 任意後見契約の委任者等の意思能力、契約内容、進捗状況の調査に関する事務

- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動
- (8) 研修会等の企画、開催及び講師の紹介
- (9) 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動
- (10) 成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布
- (11) 成年後見制度に関する視聴覚教材の企画、制作及び頒布
- (12) 国、地方公共団体、福祉関係団体等との連携による上記各事業の推進のための活動
- (13) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

役員の状況：理事長 1 名、理事 14 名、監事 3 名

本会との関係：平成 22 年本会の寄付金により設立（設立時寄付金：20,000,000 円）